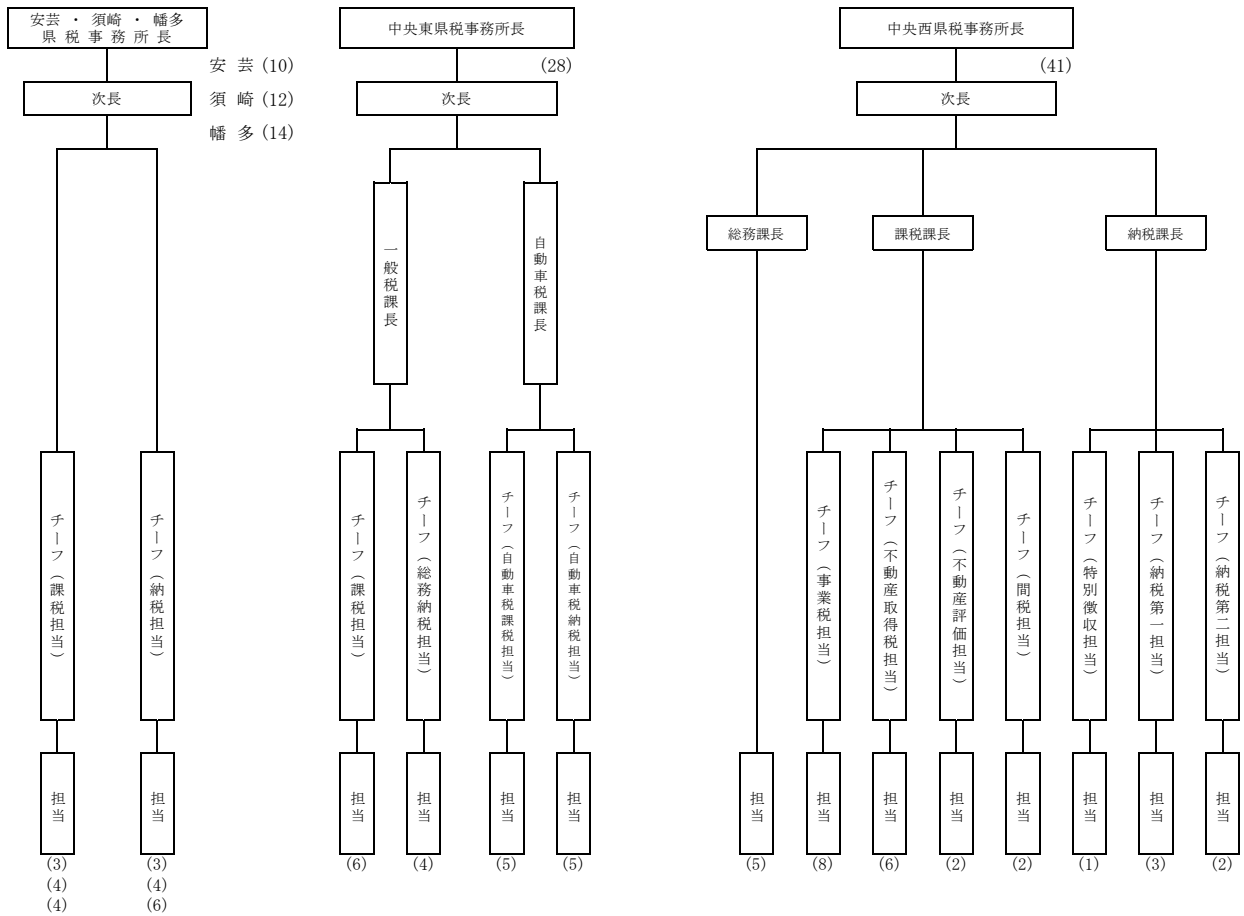
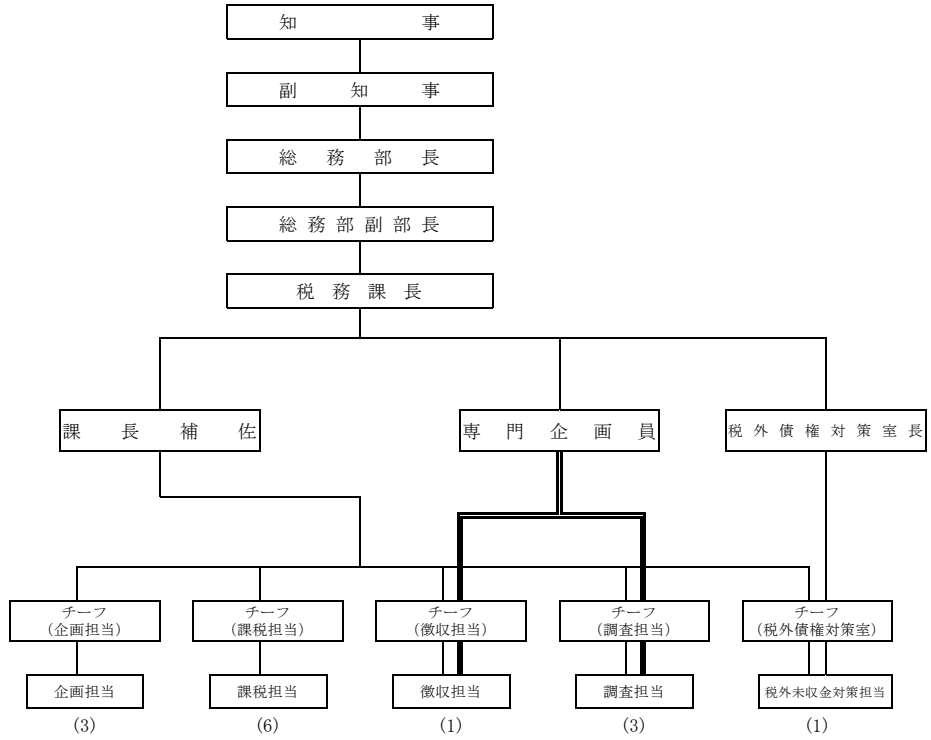


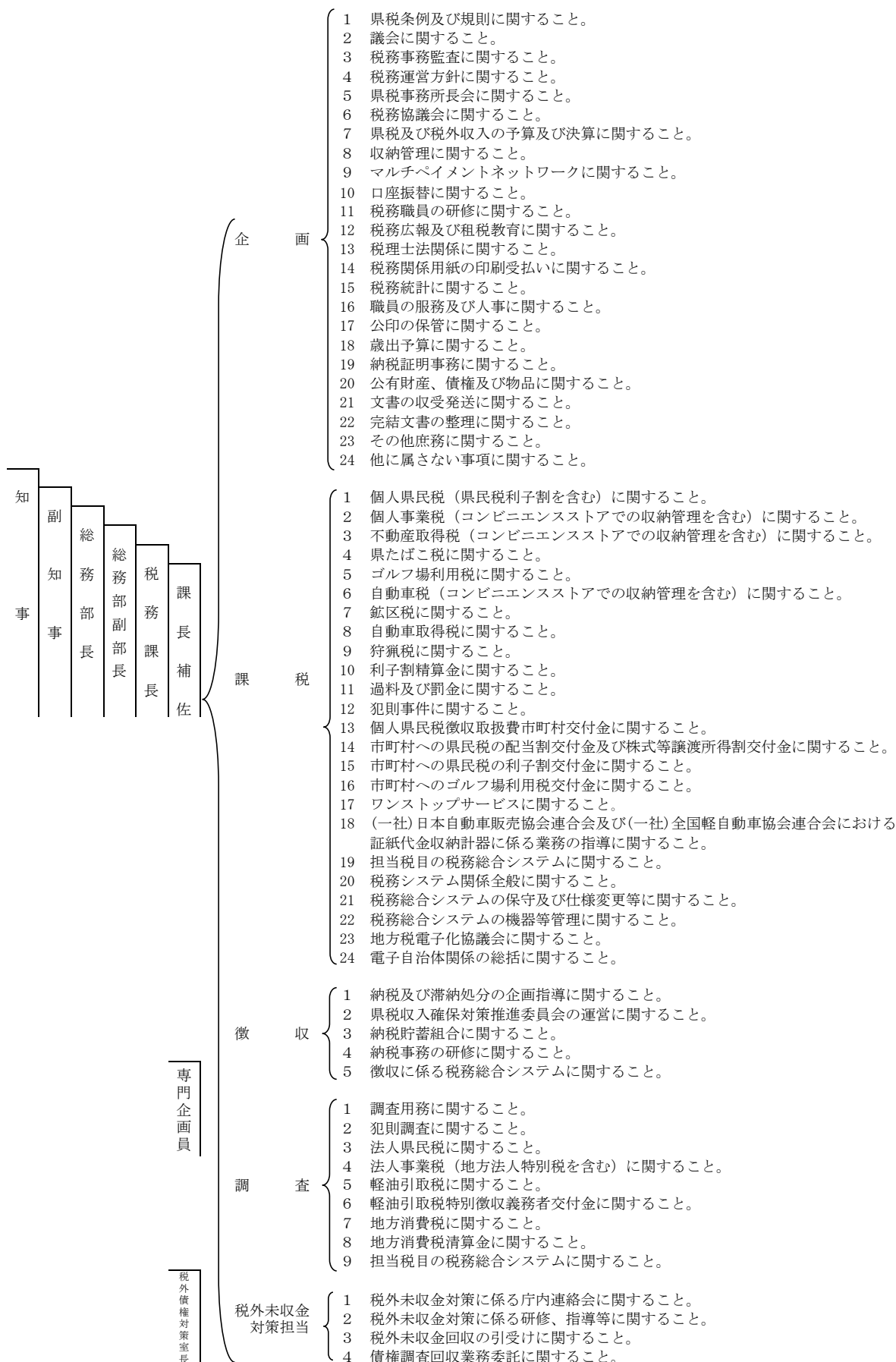
1 税務機構

(1) 税務機構図 (H30.10.1現在)



(※ 人数からは短時間再任用を除く)

(2) 本庁 (H30.10.1現在)



(3) 出先機関 (H30.10.1現在)

A 中央西 税事務所	— 所長 — 次長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の保管に関する事。 2 所員の服務に関する事。 3 県有財産の管理に関する事。 4 文書の收受、配付、発送及び保存に関する事。 5 歳入及び歳出に関する事。 6 現金及び有価証券並びに物品の出納及び保管に関する事。 7 県税及び税外諸徴収金の収入管理並びに決算に関する事。 8 納税証明書の交付に関する事。 9 他の課の主管に属しない事務処理に関する事。 						
		課税課	<table border="0"> <tr> <td>事業税担当</td> <td rowspan="5"> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（個人の県民税を除く。）、事業税、不動産取得税、県たばこ税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 1に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 不動産評価事務に関する事。 4 市町村への県民税の配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金に関する事。 5 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>不動産取得税担当</td> </tr> <tr> <td>不動産評価担当</td> </tr> <tr> <td>間税担当</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	事業税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（個人の県民税を除く。）、事業税、不動産取得税、県たばこ税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 1に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 不動産評価事務に関する事。 4 市町村への県民税の配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金に関する事。 5 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 	不動産取得税担当	不動産評価担当	間税担当	
		事業税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（個人の県民税を除く。）、事業税、不動産取得税、県たばこ税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 1に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 不動産評価事務に関する事。 4 市町村への県民税の配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金に関する事。 5 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 						
不動産取得税担当									
不動産評価担当									
間税担当									
納税課	<table border="0"> <tr> <td>納税第一担当</td> <td rowspan="3"> <ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 2 納税貯蓄組合に関する事。 3 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 4 特別案件の滞納整理に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>納税第二担当</td> </tr> <tr> <td>特別徴収担当</td> </tr> </table>	納税第一担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 2 納税貯蓄組合に関する事。 3 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 4 特別案件の滞納整理に関する事。 	納税第二担当	特別徴収担当				
納税第一担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 2 納税貯蓄組合に関する事。 3 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 4 特別案件の滞納整理に関する事。 								
納税第二担当									
特別徴収担当									
B 中央東 税事務所	— 所長 — 次長	一般税課	<table border="0"> <tr> <td>課税担当</td> <td rowspan="9"> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（法人の県民税及び個人の県民税に限る。）、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 1に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 市町村へのゴルフ場利用税交付金に関する事。 4 個人県民税徴収取扱費市町村交付金に関する事。 5 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 6 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 7 納税貯蓄組合に関する事。 8 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 9 Aの総務課の事務に準ずる事。 </td> </tr> <tr> <td>総務・納税担当</td> </tr> </table>	課税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（法人の県民税及び個人の県民税に限る。）、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 1に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 市町村へのゴルフ場利用税交付金に関する事。 4 個人県民税徴収取扱費市町村交付金に関する事。 5 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 6 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 7 納税貯蓄組合に関する事。 8 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 9 Aの総務課の事務に準ずる事。 	総務・納税担当			
		課税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（法人の県民税及び個人の県民税に限る。）、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 1に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 市町村へのゴルフ場利用税交付金に関する事。 4 個人県民税徴収取扱費市町村交付金に関する事。 5 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 6 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 7 納税貯蓄組合に関する事。 8 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 9 Aの総務課の事務に準ずる事。 						
総務・納税担当									
自動車税課	<table border="0"> <tr> <td>自動車税課税担当</td> <td rowspan="4"> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車税及び自動車取得税の賦課等の事務に関する事。 2 前項に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 市町村への自動車取得税交付金に関する事。 4 1に掲げる税目及び1に掲げる税目に係る税外諸徴収金の徴収、滞納整理、収入及び決算に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>自動車税納税担当</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	自動車税課税担当		<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車税及び自動車取得税の賦課等の事務に関する事。 2 前項に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 市町村への自動車取得税交付金に関する事。 4 1に掲げる税目及び1に掲げる税目に係る税外諸徴収金の徴収、滞納整理、収入及び決算に関する事。 		自動車税納税担当			
自動車税課税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車税及び自動車取得税の賦課等の事務に関する事。 2 前項に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 市町村への自動車取得税交付金に関する事。 4 1に掲げる税目及び1に掲げる税目に係る税外諸徴収金の徴収、滞納整理、収入及び決算に関する事。 								
自動車税納税担当									
C 安芸 事務所	— 所長 — 次長	課税担当		<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税（法人の県民税に限る。）、事業税、不動産取得税、鉦区税、軽油引取税及び狩猟税の賦課等の事務に関する事。 2 前項に掲げる税目に係る犯則取締りに関する事。 3 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金に関する事。 					
D 須崎 事務所	— 所長 — 次長	納税担当		<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び税外諸徴収金の滞納整理に関する事。 2 納税貯蓄組合に関する事。 3 県税の納税思想の普及その他広報に関する事。 4 自動車税の賦課等の事務に関する事。 5 自動車税及び自動車税に係る税外諸徴収金の収入及び決算に関する事。 6 Aの総務課の事務に準ずる事。 					
E 幡多 事務所	— 所長 — 次長								

2 県税事務所所在地及び管轄区域一覧表

事務所名	所在地 (TEL)	取扱店	管轄 市町村名
安芸県税事務所	〒784 - 0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-36 0887-34-1161	株式会社四国銀行 安芸支店	室戸市 安芸市 安芸郡 〔東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村〕
中央東県税事務所	〒781-5103 高知市大津乙1820-1 088-866-8500 866-8510(自動車税)	株式会社四国銀行 大津支店	高知市 〔池、仁井田、種崎、十津1～ 6丁目、吸江、五台山、屋頭、 高須、葛島1～4丁目、高須 新町1～4丁目、高須本町、 高須新木、高須1～3丁目、 高須東町、高須大島、高須 大谷、高須絶海、高須西町、 高須砂地、大津甲、大津乙、 介良甲、介良乙、介良丙、 介良、潮見台1～3丁目〕 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡 〔本山町、大豊町〕 〔土佐町、大川村〕
中央西県税事務所	〒780 - 0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 088-821-4651 821-4652 821-4952	株式会社四国銀行 県庁支店	高知市 〔中央東県税事務所の管轄区域 を除く。〕 土佐市 吾川郡 高岡郡 〔いの町、仁淀川町〕 〔佐川町、越知町、日高村〕
須崎県税事務所	〒785-0013 須崎市西古市町1-24 0889-42-2366 42-2367 42-2368	株式会社四国銀行 須崎支店	須崎市 高岡郡 〔中土佐町、檜原町、津野町、 四万十町〕
幡多県税事務所	〒787-0028 四万十市中村山手通19 0880 - 35-5972	株式会社四国銀行 中村支店	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡 〔大月町、三原村、黒潮町〕

(注) 管轄区域の市町村名については平成30年10月1日現在であり、面積については国土交通省国土地理院「平成29年全国都道府県市町村別面積調(平成29年10月1日現在)」による。(ただし、地域別の面積が不明なため、高知市の面積は県税事務所ごとの区域の面積からは除く。)

また、人口については、平成30年10月1日現在の高知県推計人口調査による。(ただし、高知市については、平成30年10月1日現在の「高知市の統計(町別人口)」による。)

事務所名	管 轄 区 域				面積 km ²	人口 人
	市	町	村	計		
安芸県税事務所	2	4	3	9	1,128.52	45,431
中央東県税事務所	4	3	1	8	1,546.30	168,120
中央西県税事務所	2	4	1	7	1,153.07	355,513
須崎県税事務所	1	4	0	5	1,405.24	53,250
幡多県税事務所	3	2	1	6	1,561.73	82,623
合計	11	17	6	34	7,103.86	704,937

3 税務職員現員調

(H30. 10. 1 現在)

所属名	事務職員			備考
	男	女	計	
安芸県税事務所	5	5	10	
中央東県税事務所	13	15	28	
中央西県税事務所	20	21	41	
須崎県税事務所	8	4	12	
幡多県税事務所	5	9	14	
小計	51	54	105	
税務課	15	8	23	
合計	66	62	128	